

豊川市若年がん患者在宅療養実施におけるQ&A

No.	区分	質問	回答
1	助成対象	具体的にどのような内容が助成の対象となりますか。	<p>助成対象は、下記のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの（※）</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分（住宅改修は助成対象に含まれません）</p> <p>（※）その他必要と認められるものについては、介護保険制度に準ずる範囲内で助成対象者に必要な支援のことをいいます。</p>
2	助成対象	サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	<p>本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他の公的な制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>ただし、他の公的な制度を利用しない場合については、この限りではありませんが、公的な制度が適応できる方はそちらを優先してください。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額助成対象となります。</p>
3	助成対象	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することも可能です。</p>

No.	区分	質問	回答
4	助成対象	サービスの提供事業者に指定はありますか。	<p>サービスの提供事業者は、原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。利用者で身近な事業所と利用契約してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人格である 2 サービスの提供事業者の代表者が、助成対象者の同居者でない <p>【同居とは（同居の判断）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同一家屋であること ②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと ③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること ④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※） <p>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
5	助成対象	健全な介護者（同居者）がいた場合、生活援助は対象外となるのでしょうか。	健全な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはいたしません。窓口で相談の上、判断となります。
6	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
7	対象者	助成対象者と認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合は助成の対象となりますか。	助成対象者と認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は助成の対象となります。

No.	区分	質問	回答
8	助成額	申請者への助成額はどこまでが支給となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象サービスに係る経費総額の9割です。 ・助成額の上限はひと月当たり 54,000 円です。 ・助成支給額は1円単位までです。 ・精算は月単位で、該当月につき1回のみです。 ・申請に必要な医師による意見書(診断書)の文書作成料は助成対象外となります。
9	助成額	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。
10	登録申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	<p>本事業の利用開始に当たっては、サービス利用前に申請する必要がある、申請後に対象者と認められた場合に申請日以降の利用額に係る経費を助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①登録申請(申請者が保健センター窓口へ) ②登録決定通知(申請者へ書面で送付) ③サービス利用(申請者と事業所で契約) ④サービス利用料の支払い(申請者から事業所へ) ⑤助成金の支給申請(申請者が保健センター窓口へ) ⑥申請者への支払い(指定口座へ振込み)
11	登録申請	代理申請は可能ですか。	未成年の方や既に助成対象者が亡くなっている場合など、助成対象者本人が申請者にならない場合もありますので可能です。代理申請者には委任状が必要です。ただし、急遽なくなってしまった等の状況に応じてはご相談に応じます。
12	登録申請	申請後、登録資格等に有効期限はありますか。	有効期限は申請日から1年以内です。 申請後1年を経過した場合は再度医師による意見書(診断書)の提出が必要となります。
13	登録申請	医師による意見書にはどのような記載が必要ですか。	<p>助成対象者の氏名、疾患名(対象疾患)、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態である旨がわかる内容、診断日(文書作成日)、診断医師の医療機関名・氏名の記載が必要です。</p> <p>診断日は3か月以内のものに限ります。</p>
14	登録申請	他の制度等を利用している場合はどうなりますか。	<p>他の公的な制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>他の公的な制度の利用が判明した場合、過去の支給分について返還を求められることがあります。</p>
15	支給申請	領収書にはどのような記載が必要ですか。	<p>申請者(または助成対象者)の氏名、サービス利用日(購入日)、利用(購入)金額、サービス内容(品名)の記載が必要です。</p> <p>また、発行者の住所や電話番号などの連絡先についても、わかるようにしてください。</p>

No.	区分	質問	回答
16	支給申請	領収書の氏名が申請者もしくは助成対象者本人ではない場合、どうすればよいですか。	申請者もしくは助成対象者との関係の確認が取れる証明を提出してください。 関係性によっては、助成対象外となる場合があります。
17	支給申請	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写しを添付してください。
18	支給申請	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	事業所によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されている利用実績表やパンフレット、カタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等
19	支給申請	領収書を他でも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となります。原本とコピーを窓口に提出し、確認後に原本を返却させていただきます。その際、本事業による助成金を申請済である旨を記載させていただきます。
20	支給申請	支給申請書は毎月提出してもらう必要はありますか。	必ずしも毎月提出してもらう必要はありません。サービスの利用日や購入日を月単位でまとめて、複数月まとめて提出も可能です。 提出期限につきましては、次の区分で期限があります。 ① 登録月から登録月の属する会計年度の末月までの期間に係る対象経費は、当該会計年度の翌年度の4月30日まで ② 登録月の属する会計年度の翌年度の4月から登録の有効期間の末月までの期間に係る対象経費は、登録の有効期間の末日から起算して60日を経過する日まで
21	支給申請	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	申請者（または助成対象者）が支払った金額に対して償還払いを行いますので、事業者が助成金の支給申請及び受領をすることはできません。

No.	区分	質問	回答
22	助成対象	利用途中に助成対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能ですか。	<p>誕生日の前々日までに利用した費用は、本事業の対象となります。なお、1か月あたりの助成上限額については、通常5万4千円としますが、他の公的な制度を利用する場合は、日割り調整をさせていただきます。</p> <p>また、月単位で利用料が発生するものは、他の公的な制度を優先しますので他の公的制度で対応してください。本事業の助成対象外となります。</p>
23	助成対象	申請者が月の途中で県内の他の市町村へ転出入した場合、その月の助成額はどのように扱えばよいですか。	<p>1人の申請者に対して、1か月あたりの助成上限額は、転出入しても変わりません。</p> <p>そのため、支給額は次のとおりとなります。</p> <p>【転出する場合】</p> <p>転出日前までの利用した分について助成し、月単位のサービスも、本市で助成支給します。そのため転出先で同様の助成を利用する際は、月単位のサービス利用料は申請しないでください。</p> <p>【転入する場合】</p> <p>転入前の市町村での助成の支給額によって異なります。前の市町村で同様の助成を受けていた場合、1か月あたりの上限額5万4千円から前の市町村で助成を受けた額を引いた残りの分を上限額とさせてもらい、転入日以後のサービス利用分について申請受付、支給額の算定を行います。ただし、転入月の月単位のサービスは、本市では助成対象としません。</p> <p>なお、サービス利用に当たっては、サービス利用日前に助成対象者の認定申請が必要ですので、転入予定がある場合は、お早めにご相談ください。</p>
24	助成対象	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。</p>